

裁判員経験者の意見交換会議事録

1 開催日時

平成25年7月12日（金）午後4時00分から午後6時00分まで

2 開催場所

広島地方裁判所大会議室（南棟3階）

3 出席者

広島地方裁判所 刑事第1部部総括判事 上岡哲生（司会）

同 刑事第2部部総括判事 伊藤 寿

広島地方検察庁 検 事 上本哲司

広島弁護士会 弁 護 士 中村健太

裁判員経験者（1番）（30代 男性）

裁判員経験者（2番）（30代 女性）

裁判員経験者（3番）（40代 男性）

裁判員経験者（4番）（40代 男性）

裁判員経験者（5番）（40代 男性）

裁判員経験者（6番）（60代 男性）

裁判員経験者（7番）（60代 男性）

4 議事内容

○司会者（上岡裁判官）

それでは、皆さんよろしくお願ひいたします。裁判員経験者の皆様、本日はお忙しい中、意見交換会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

私は広島地方裁判所の刑事1部で裁判長をやっております上岡と申します。本日は司会進行役をさせていただきます。

裁判員制度が始まってから、もう4年が経過しております、広島でも多くの裁判員の方に参加していただきまして、皆様の協力のおかげで既に100件を超える

事件の判決が行われています。今回、出席されている裁判員経験者の方々には、人によって事件は違うんですけれども、それぞれ職務に従事していただいた日という
と7日ないしは8日、裁判員裁判に参加していただきました。間があいてる事件も
ありますので、実質的には約2週間ほど裁判員裁判に参加していただいたんじゃない
かなと思います。

今回の意見交換会は裁判員を経験された皆様から、日程などの面を中心に裁判員
裁判の運営に関して御意見や御感想を伺いたいと思います。そのことによって今後
の裁判員裁判の運営の参考にさせていただければと考えております。

本日は裁判員裁判の裁判員経験者の方々7名に参加していただきましたけれども、
本日は皆様から頂いた御意見などに関して、その場でお答えなどができたり、必要
な質問ができればと思っております。検察庁、弁護士会から、それぞれ1名ずつ、
この中に参加していただいております。

それでは、検察庁と弁護士会の方に一言ずつ自己紹介をお願いしたいと思います
ので、よろしく申し上げます。

○法曹三者（上本検察官）

広島地方検察庁検事の上本と言います。公判部で勤務しております。2部の対
応で実際に裁判員裁判も担当しております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○法曹三者（中村弁護士）

広島弁護士会の弁護士で中村健太と申します。約2か月ほど前、裁判員裁判、2
件目なんですけれども経験させていただきました。ここにも、そのときの裁判員の
方もいらっしゃいますが、今日はよろしくお願ひいたします。

○司会者（上岡裁判官）

それでは、順番に御質問させていただいて、それぞれの方にお答え頂きたいと思

います。

まず、最初の質問が、呼出状が来たときの話、感想などをお答えしていただこうかなと思っております。1番目の質問は、裁判員選任手続のための呼出状というのが、それぞれの方に届いたと思いますけれども、その呼出状には裁判員に選ばれた場合に参加していただく期間、具体的に日にちがそれぞれ書いてあったと思いますが、それを見てどのように思ったかということの感想なり何なりを伺いたいと思いますが、順番に伺いたいと思います。

1番さんから、順番でお願いします。

○裁判員経験者（1番）

まだ、この段階では、自分が当たるとは思ってなかったもので、それほど本気にはしてないし、日数的にもそんなに長くはなかったもので、困るなどか、どうしようとかいうふうには考えませんでした。実際なったわけですけど、別に問題はなかったです。

○司会者（上岡裁判官）

ちなみに、どれぐらい長かったら困るなって感じになるぐらいですか、1番さんだと。

○裁判員経験者（1番）

1か月以上だったら、ちょっと困りますね。

○司会者（上岡裁判官）

ありがとうございました。

では、2番の方、お願いいたします。

○裁判員経験者（2番）

私が参加したのは7日間だったんですが、来たときはびっくりしたんですけども、実際、上司に掛け合って了解が得られたので特に長くは感じなかったです。

私の場合、選ばれたという通知が3通来たんですけど、その中で、ほかは10日とか7日以上の内容だったので、一番短いものに最初に参加できたので大丈夫でした。

○司会者（上岡裁判官）

やっぱり10日だと厳しい感じでしたか。

○裁判員経験者（2番）

そうですね。ちょっと仕事をしてるので、1週間以上の休みは申請しづらいと思います。

○司会者（上岡裁判官）

3番さんはいかがですか。

○裁判員経験者（3番）

早めに教えてもらったので予定が空けられました。

○司会者（上岡裁判官）

4番の方はどうでしょうか。

○裁判員経験者（4番）

正直、裁判の知識はまるでないもので、私が参加したのは8日間のものだったんですけども、それが長いのか短いのかすら分からないというのが正直な感想です。

実際やってみて、あっという間に終わったというのが感想です。

○司会者（上岡裁判官）

期間から見て、参加できると思うかどうかみたいな感想みたいなのだと、参加することには特に支障はないぐらいの日にちという感想ですかね。

○裁判員経験者（4番）

8日間ぐらいでしたら何の問題もなくできるかと思います。

○司会者（上岡裁判官）

5番さん、お願いいたします。

○裁判員経験者（5番）

1番さんと同じで、最初は選ばれないという前提で見ましたので、それほど余り何も感じなかったんですが、実際に当たって8日間休むということが現実になったときには、ちょっと仕事のやりくりというか、同じ部署のメンバーにも迷惑を掛ける部分もあったので、ちょっと長いかなというのは正直感じました。

○司会者（上岡裁判官）

ちなみに、それは選ばれてから調整を具体的にせざるを得なかったと、そんなイメージでしょうか。

○裁判員経験者（5番）

実際には、初日に来る前に上司には話をして、ある程度の調整はして臨んだんですけれども、当たることはないでしょうと個人的には思っていましたし、職場でもそういう話の中で送り出してもらってたものですから、実際になって、上司のほう

も驚かれたというところがありました。

○司会者（上岡裁判官）

ありがとうございます。6番さんはいかがですか。

○裁判員経験者（6番）

私も5番さんと一緒に当たるとは思っておりませんでした。ただ候補になりましたよというのは会社には伝えておりましたから、そこから、ある程度、期間がありましたので、会社も私も完全に忘れておりました。呼出状が来て、初めて、延べ13日間のうちの8日間ですから、別に問題ないかなと、私自身はそう考えておりました。会社はどう考えてるか分かりませんが、私自身は8日ぐらいなら大丈夫じゃないかという自分だけの判断で、別に苦痛にはならないかなと思っておりました。

○司会者（上岡裁判官）

最後になりましたけど、7番さんはいかがですか。

○裁判員経験者（7番）

私は裁判員を是非体験したいと思っていたことと、誰かがやらなきゃいけないことだからということで、その期間についても辞退するつもりはありませんでした。特に経済上の不利益に該当しない日程だったので了解をしました。

ただし、期間については、緊張感の継続にも限度があるかと思います。そういうことで25日以上になるということが分かったときには、その辞退の申請ができるような手続にしていただければと思います。そうしませんと負担感が増すばかりだと思いました。

○司会者（上岡裁判官）

7番さんの事件は8日ですよ。さっき25日と言われたのは、実際に裁判に来る日が25日みたいな・・・。

○裁判員経験者（7番）

実質、公判期日と評議で25日、中身の期間ですね。

○司会者（上岡裁判官）

それぐらいだと、ちょっと続けるのは難しいという認識ですか。

○裁判員経験者（7番）

慣れてないこともありますので。

○司会者（上岡裁判官）

分かりました。ありがとうございました。

では、今ので最初の質疑は一応終わりたいと思いますが、検察官、弁護人の方で、何かお聞きしたいこととか、何か感想とかありましたら、どうぞ。

○法曹三者（上本検察官）

質問なのか感想なのか、自分でもちょっと判断しかねてるところがあるんですが、そうしますと期間が書いてあって、その期間に基づいて事前にお仕事の調整は少なからずやってこられたという形なんではないでしょうか。やはり期間が書いてあったほうが来やすいというような、こんな理解でよろしいのでしょうか。それとも逆に、期間が書いてあるから、こんなに拘束されるんなら行きたくないなっていう、反対の余り来たくないという意味のほうが働きやすくなるのか、書いてあったほうがいいのか、ないほうがいいのか、その辺はどんなふうな感想を持たれたのかなと思っております。

○司会者（上岡裁判官）

難しい質問なんですけど、職務従事期間だから書くことになってるんですよね。それで、どんな質問にされますか。

○法曹三者（上本検察官）

大体は皆さん、その期間を見られて、事前に最低限の何らかの調整をされて来られたという、こういう理解でよろしいですか。

○司会者（上岡裁判官）

事前に選ばれた場合は、会社を休むとか都合を調整するというのを全てやってこられた方は挙手をお願いできますか。

ありがとうございます。全員ということで御理解したいと思いますが、よろしいですかね。弁護士さんはいかがですか、御質問とか。

○法曹三者（中村弁護士）

今7番の方が言われた25日間がちょっとよく分からなかったんですけど、これは7番の方が体験されたのが25日間という理解ですか。

○司会者（上岡裁判官）

7番の方は7日間の事件をやられたという前提で、25日ぐらいになると疲れるという、そういうお話でした。

○法曹三者（中村弁護士）

何か25日というのが、大体これぐらいだと長過ぎるかなという漠然としたところという理解でいいんでしょうか。

○司会者（上岡裁判官）

7 番さん，どうぞ。

○裁判員経験者（7 番）

慣れてないということもありますので，それと調整が難しいということもありますので話したわけですよ。

○司会者（上岡裁判官）

では，次の質問に移らせていただきます。今挙手いただいたように，選任されるかどうか分からない段階で，やはり予定を確保していただいたようではすけれども，その予定を調整するのに困ったことがあったかないかというのを少しお伺いしたいと思います。あるいは，裁判所としては，日程の日にちしか，確か通知してないと思うんですけれども，このような情報が分かれば予定の調整に役立つというような点があれば，できるかどうかはまだ考えたことはないんですが，御意見を頂ければと思います。

では，また順番に1 番の方からお願いしたいと思います。

○裁判員経験者（1 番）

実際の自分の話ですけど，前日までに，ある程度，仕事を片付けて臨んだんですけど，これは会社側もそういうことを踏まえて何らかの対策をとらなくちゃいけなかったりするし，何日か不測の事態で休むことだってあり得ますから，これは別に，何て言えばいいかな・・・ある程度，自己責任でカバーできる場所だと思います。ちょっと，すいません。余りうまく言えませんで。

○司会者（上岡裁判官）

一番最初にしゃべるのは大変だと思うんですけど，この何日，何日，何日としか

連絡が来ませんよね。もう少し情報があったら、もっと調整しやすいとかいうのはあるかないかという意味ではどうですか。

○裁判員経験者（1番）

いや、そんなに変わらないと思います。

○司会者（上岡裁判官）

どうもありがとうございます。

では、2番の方お願いいたします。

○裁判員経験者（2番）

調整に関しては特に問題はなかったです。ただ、仕事の時期によっては難しいときがあるかもしれません。

○司会者（上岡裁判官）

それは、仕事の時期によっては参加できるかできないかみたいな話になるんですか。それとも調整自体がかなり難しくなるんでしょうか。

○裁判員経験者（2番）

調整自体が難しい場合も時期によってはあると思います。

○司会者（上岡裁判官）

3番の方、お願いします。

○裁判員経験者（3番）

最高裁判所から数か月前、また広島地方裁判所から1か月前、封筒が届いたんで、

予定はしっかり空けられたので全然問題なかったです。

○司会者（上岡裁判官）

ありがとうございます。4番の方はいかがでしょうか。

○裁判員経験者（4番）

私も広島地方裁判所から呼出状が来た時点で、日にちが書いてありましたんで、その日を空ければいいという感覚で仕事をやりくりしてた。ただ一つ、ちょっと質問の意図から外れるのかもしれないんですけども、基本、余り公にできないというところがあると思うんですけども、ちょっと仕事上、支店で一人部署のところなんですんで、方々に迷惑を掛けたりとかってということもあったり、言えないがばかりに、逆に社内の調整がちょっと難しかったというところがあったんで、どこまでどう伝えていいのかというのをもう少し呼出状の中にはっきり書いていただければ助かるかなというのが感想です。

○司会者（上岡裁判官）

要するに、おっしゃってる趣旨は、調整するに当たって、裁判員裁判に参加するというのをどの程度、どの範囲で伝えていいかという、そういう情報が少なかったと、そういうことですかね。

○裁判員経験者（4番）

そうです。

○司会者（上岡裁判官）

ありがとうございます。

では、5番の方お願いします。

○裁判員経験者（5番）

特に困ったことはありませんでした。

○司会者（上岡裁判官）

6番の方はいかがですか。

○裁判員経験者（6番）

3回までですね、裁判員のことを誰かに聞こうかと思ったんですけど、どこまでしゃべっていいのかわからないので聞くこともできませんし、一人で悩んでおったんですけども、会社にも裁判員になったと、金曜日だったもんですから電話で伝えただけなんです。裁判員に選ばれましたということで、会社も2,000名ぐらいいるんですけど、初めてのことだということで、非常に会社も戸惑いもあったようで、いろいろ総務のほうで調べていただいたら、裁判員になった場合は公務外出という制度がありますので、それは幾ら使ってもいいですよというふうに言われまして、そういう制度があるので対応していただきました。

上司からは、おめでとうか御愁傷様かわかりませんが、頑張ってくださいという言葉を頂きまして、会社の関係では、私のほうは、業務に差し支えるような仕事はしておりません。福利サービスという、別にその日にいなくても誰かできますので、私自身が休んでも別に支障はない部署にいますので、全然、長くて1か月やっても多分大丈夫だと思います。

○司会者（上岡裁判官）

すいません。ちょっと耳慣れない言葉が出たんですが、何サービスって今おっしゃったんでしょうか。

○裁判員経験者（6番）

会社で福利サービスグループというのがあるんですよ。

○司会者（上岡裁判官）

そうすると、今のおっしゃり方だと、裁判員になることが決まってから、休んだときの扱いが社内で決まると、そういう理解なんですか。

○裁判員経験者（6番）

会社の制度に、そういう公務外出という制度があるので、それは幾ら使っても、何日かって日にちは決まってませんので、それが1か月であろうといいですよという話を頂きました。

○司会者（上岡裁判官）

では、7番の方お願いいたします。

○裁判員経験者（7番）

私は8日間という日程でしたので、特に負担感はありませんでした。これが12月から3月の4か月の期間だと、完全に調整ができないので辞退するつもりでございました。

○司会者（上岡裁判官）

それは、その季節は個人的に都合が悪いっていう、そういう趣旨ですかね。

○裁判員経験者（7番）

そうです。

○司会者（上岡裁判官）

分かりました。日にちを書きおけば、ある程度、予定が調整できるという趣旨は大體理解させていただきましたけれども、検察官、弁護士さんのほうで何かございますでしょうか。

では、次の質問に移っていきます。次、文章が長いんですけど、少しずつ説明させていただきますが、初日の審理をどうするかっていうことをいつも我々は悩んでいます。裁判員に選任された場合に、事件にもよるんですけど、その日から実際の裁判に立ち会っていただくということが多いのが実情です。今回来ていただいた皆様にも、確か選任された日から裁判に入っていたというふうに理解してますが、そういうことをするか、選んだだけにして審理自体はまた別の日から始めるかというのも、どっちがいいのかなというのを抽象的にはいつも考えているんですね。今日来ていただいた人については、どっちが良かったかなというのを、都合の面とか心の準備の面とか、いろんな観点から御意見を頂ければありがたいかなと思っております。また、初日にどれぐらいやるかっていうのについて、今いろいろ案を考えたりして、ただなかなか、どの案も一長一短でして踏み出せないところがあったりなかったりするというのが実情です。

ここ（別紙）に1から4まで少し書いていますが、一つ目の案は、選任された日は何も裁判を行わずに選ばれたということだけで帰っていただく。裁判自体は次の日なり、次に集まる日から始めるというのが、この一つ目の案です。二つ目は、証拠調べまではしないけど、まず起訴状を読んだり、被告人の意見とかは聞いて、検察官や弁護人が事件の説明はするけども、そこでやめて、証拠を調べる段階は次の日からやるという、それが二つ目の案です。三つ目は、選任された日は、証拠調べっていても、証拠書類を読んだりすることまではやるというので、もう少し長くなりますけれども、証人尋問までは、まだやらないで置くというのが三つ目の案で、4番目は証人尋問まで一気に始めてしまうという、いろんな方法が考えられますけど、都合の調整の面とか、気持ちの問題とか、いろんな観点から御意見

を頂ければと思いますが、どれが一番いいと思うかとか、いろいろ思うところを、それぞれ率直におっしゃっていただければと思いますが、いつも一番最初で申し訳ないんですが、1番さん、お願いします。

○裁判員経験者（1番）

まだ初日なので、心の準備とかも要るとは思うんですけど、トータルで見れば、ある程度、日数を少しでも縮められるなら、そのほうがいいかなと思いますので、それで考えたら、これでいうと3番目の証拠書類ぐらいを調べたぐらいのやり方のほうがいいとは思いますが。証人尋問まではちょっと、やってみた限り、じっくり考えたいので、翌日なり何なり、ちょっと時間を空けたほうがいいとは思いますが。

○司会者（上岡裁判官）

実際、参加していただいた事件は証人尋問は次の日からだったんですかね。

○裁判員経験者（1番）

はい。

○司会者（上岡裁判官）

あれはあれで落ち着いてから尋問を聞いたという感想ですか。

○裁判員経験者（1番）

そうですね、はい。じっくり考えられたので、そのほうが良かったと思います。

○司会者（上岡裁判官）

2番の方はいかがでしょうか。

○裁判員経験者（2番）

この四つの選択肢の中でいうと、4番目の証拠調べというのは、まずなしで、2番か3番どちらかがいいかなと思います。1番の選任された日は行わないというのは、1番さんもおっしゃったように心の準備ができていいのかなと思うんですが、中には、ちょっと怖くなって次の日から辞退する人が出てくるんじゃないかと個人的には思います。

○司会者（上岡裁判官）

4番がちょっとあれだというのは、やっぱり1番さんと同じような感想ですか。

○裁判員経験者（2番）

そうですね。ちょっと急ぎ過ぎてるような感じがします。

○司会者（上岡裁判官）

2番と3番なら、ちょっと心の準備もできるし、最初の日ぐらいはちょっとずつやりたいと、そんな感じで理解すればいいんでしょうかね。

○裁判員経験者（2番）

はい。

○司会者（上岡裁判官）

3番さんはいかがでしょう。

○裁判員経験者（3番）

僕は2番の選任された日は検察と弁護人の事件説明だけがいいと思います。選任された初日にいきなり証拠、殺人事件だったら、そういう写真を見せられたりした

ら、裁判所で緊張している中、更にショックを受けて、なかなか前に進まない、また辞退が出ると思うんで、やはり最初はゆっくりでやったほうがいいと思います。

○司会者（上岡裁判官）

参加していただいた事件は証拠を少し調べましたよね。やっぱり、ちょっと緊張されたりしましたか。

○裁判員経験者（3番）

初日はやっぱり緊張してて、いきなり法廷に行って、そこまではいいんですけど、えぐい写真というか、びっくりする写真を見せられて、正直その日はちょっと気分的に落ち込みました。

○司会者（上岡裁判官）

その話、私個人的には知ってるんですが、2日目からはだんだん落ち着いてきたっていう、そういう理解でよろしいんですかね。

○裁判員経験者（3番）

2日目は大分落ち着きました。

○司会者（上岡裁判官）

ありがとうございました。

では、続いて4番の方お願いいたします。

○裁判員経験者（4番）

私も個人的には2番の方法がいいんじゃないかと思っております。というのも、先ほどお話しされた3番さんの方と重なる部分もあるんですが、それ以外に精神面

の話にはなるんですけど、冒頭陳述が始まるというのは、一旦法廷に入りますんで、これから裁判、実際に自分が選ばれて始まるんだというところが気持ちを持っていきやすくなるという部分が大きいのと、たまたま参加させていただいた裁判が金曜日から始まりましたんで、ちょうど2日間休みがありますので、一旦法廷に初めて入って、そこで自分のいろいろ感じるものはあるんですけども、それを土日で整理して月曜日から新たにできたというところの経験上、2番のようなやり方がいいのかなというふうに感じております。

○司会者（上岡裁判官）

ありがとうございました。5番さんはいかがですか。

○裁判員経験者（5番）

私は2番が良いと思いました。実際、私が経験したのも2番だったと思うんですが、選ばれて、まさかまさかと思っている間に法廷に足を運び、目の前でテレビで見たようなシーンが繰り広げられてというので戸惑いはありましたけれども、検察官の方や弁護人の方が発言される内容を見て、だんだん事件に自分が入り込みやすくなったというか、食い違っている面とかもいろいろ気になり始めたりとかございましたので、せいぜいそのぐらいまでは進んでいると、次の翌週月曜日からでしたけれども、入り込みやすくなったと思ってます。

○司会者（上岡裁判官）

状況によるんですけど、証拠調べをそこでやらないと日程が少し増えるかもしれないですけど、それよりっていう感じですかね。2番のやり方のほうがいいっていう感じのほうが御希望みたいなところでいいですか。

○裁判員経験者（5番）

ほかのやり方を実際経験していないので何とも難しいところなんですけど、十分最初の冒頭陳述、双方のをお聞きした時点でも、ある程度の時間を経過していたように記憶していますので、初日ということ、これから長い審理に入っていくことを考えますと、初日はその程度が好ましいのではないかという考えです。

○司会者（上岡裁判官）

どうもありがとうございました。

では、6番の方お願いいたします。

○裁判員経験者（6番）

私は1番か2番か、ちょっと迷うところなんですけども、やっぱり皆と同じように2番がいいとは思うのですけれども、選任されて動揺がかなり、私も経験ありませんし、知識もありませんので、その日から裁判ということで動揺をいたしまして、土日が入るために会社連絡、先ほど言いましたのは、会社連絡は後から言って、そういう制度があるというのは分かったのですけれども、ただ電話連絡で当たりましたと、もう裁判ですよということで、月曜日から出勤しませんからということ会社を全く説明ができないんですよね。だから、直接なら、午前中で終わって会社に行って、会社にこうこうこういう裁判が始まりますよというような説明をして対応をしていただけると心積もりがあるので、私は1番で、月曜から新規に裁判を始めるといこうほうが私はよかったですと思います。

○司会者（上岡裁判官）

選任された日の午後とかが空いてると、その間に、その後の日程調整ができると、そういう趣旨で理解していいんですかね。

○裁判員経験者（6番）

はい，そうですね。

○司会者（上岡裁判官）

ありがとうございました。7番の方はいかがでしょうか。

○裁判員経験者（7番）

私は1番が良いと思いました。理由としては，素人ですから，選任からすぐに公判に入るよりも，考える時間とかが必要ではないかと思います。例えば，選任された日は2時間程度の丁寧な模擬演出的なものを受けて，裁判がどんなふうに行進して終結を迎えるというようなことも分かりません。素人により分かりやすい方法をとっていただきたい。要は起承転結というか，どこが山なのか，そういうことを分からないまま体験をしていくものでは，やっぱり不安になります。

ただし，地裁と住所地が離れている方，例えば片道2時間以上掛かるような場合には，日程的に関係が出てくるので，すぐ午後に裁判に入る必要もあるのかなと思いました。

○司会者（上岡裁判官）

どうもありがとうございました。

では，ここで法曹三者のそれぞれ意見や説明や質問とかあれば，少しやりたいと思いますが，伊藤部長のほうは何かございますか。質問でも感想でも全然構いませんけど。

○法曹三者（伊藤裁判官）

伊藤でございます。今の選任された日にどの程度，裁判を進めるのか，本当に私たち非常に悩んでるところでありまして，貴重な御意見どうもありがとうございます。

した。確かに、いろんなこと、要素を考えなくちゃいけないで、往復2時間掛かる方についてはどうしようとか、又は事件の中身でありますとか、たまたま金曜日が初日でしたら土日がすぐ来るとか、いろんな事情があって非常に悩ましいところなんです。それで、今日お聞きしたことを参考にさせていただいて、今後ともどうしたら円滑に審理に入っていただけるのか、かつ負担が長期にならないように、かつ往復の不便にならないように、またその事案ごとに応じて、どういったスケジュールになるのか、非常に参考にさせていただこうと思っております。できましたら、当事者の御意見も聞かせていただきたいと、お願いしてよろしいでしょうか。

○司会者（上岡裁判官）

そうですね。では、それぞれ検察官、弁護士の方から御意見なり、御感想なり、御質問なり頂きたいと思えます。

○法曹三者（上本検察官）

特に冒頭陳述に引き続いて書証の取調べまでされた御経験のある方に御質問したいんですが、初日で冒頭陳述まで聞いて、我々の意見を聞いた上で、更に今度はかなり長期間の書証の取調べという形でパワーポイントに映し出して延々とやってたかと思うんですが、どうでしょうか、頭に入りましたですか。それとも、やっぱり分けてもらったほうがいいんじゃないか、翌日に回してもらったほうが頭に入りやすかったんじゃないかというふうにお考えになってらっしゃるのか、ここをちょっとお聞きしたいなと思っております。

○司会者（上岡裁判官）

私が入ってるやつは知ってるんで当てさせていただきますが、1番さんはいかがですか。その日、証拠の内容が、要するに最初の日だったから余り頭に入らなかったみたいな感想か、それなりに分かったという感想かみたいな、そういうとこだと

思いますけど。

○裁判員経験者（1番）

それなりに分かったというほうが自分の意見です。日を分けたからといって、覚悟がなかなかできるかと言ったら、結局やってみないと分からないっていうふうに自分では思ってたので、証拠を見たりとかのほうが、むしろ真剣になったというか、自分の中ではそっちのほうがよかったと思います。

○司会者（上岡裁判官）

2番さんはいかがですか。

○裁判員経験者（2番）

その日に見て、ある程度は分かったと思うんですが、次の日にやったほうが、もしかするともっとよかったような気がします。

○司会者（上岡裁判官）

3番さんは割と次の日のほうがよかったみたいな感じですかね。

○裁判員経験者（3番）

はい、次の日がいいです。初日に見せられたら、やっぱり死体の写真だったんですけど、動揺してメモするのも半分ぐらいしか取れなくて、でも、やりながら、このままじゃ駄目だと思って一生懸命取りましたけど、緊張とびっくりした写真を見せられてっていうので、やはり2番のほうがいいと思います。

○司会者（上岡裁判官）

4番さんたちは初日は証拠調べをやりましたか。やらなかったんですね。7番さ

んはどうですか、初日はどこまで行ったか覚えてますか。

○裁判員経験者（7番）

初日は午前中で帰りましたよ。

○司会者（上岡裁判官）

よろしいですかね、検察官は。弁護士さんはいかがですか。

○法曹三者（中村弁護士）

私は感想ということになるんですけども、伺っていると、やはりちょっと証拠調べまでは特に、尋問までは難しいのかなと思い、個人的な感想としては、争いがどこまであるかによって多分変わってくるんだとは思いますが、情状だけの争いであれば、書証の取調べぐらいまでは行ってもいいのかなと思いますが、そうではないと、今の話を聞いてると、ちょっとやはり同意書証の取調べであっても、ある程度、関わってくる部分もありますので、翌日以降に回していただいたほうがいいのではないかなとは感じました。

○司会者（上岡裁判官）

感想という趣旨でよろしいですよ。多分、自白事件をやった方はいらっしゃらないような気がしますんで、よろしいですか。ありがとうございます。

では、次の質問に移らせていただきます。次は日程のスタートをどうしたらいいとか、間に休みを設けるか、あるいはどれぐらい設けるかという話について、いろんな観点から少しお話を伺えたらいいなと思っております。それで質問は2種類ありまして、一つは裁判員裁判のスタートをどうするかというので、週の初めに始まる場合、例えば月曜日とか火曜日から始まる事件と、今話題に出てるように金曜日に始まる場合というのは、多分スケジュール調整とか、いろんな違いがあると

と思いますが、どちらが都合が良いかというのが一つ目の質問ですね。

それから二つ目の質問は、皆さん、参加されたのが1週間で終わらないような事件でしたけど、そういう場合に、平日5日のうち1日休みにしたりというのが裁判官やいろんな人の都合であったりするんですが、そういうやり方について、どう思われるかということをお伺いしたいと思います。例えば10日で終わる事件の場合、週1、毎日やれば、月曜日からやれば2週間で終わるんですけど、週4日にしちゃうと2週間以上掛かってくると、そういうことになりますが、そういうこともお考えの上で答えいただければいいかなと思います。

では、また申し訳ありませんが1番の方からお願いいたします。

○裁判員経験者（1番）

短い場合は、5日とかだったら別に週の初めだろうと金曜日からだろうと、それほど苦勞にならないというか、事前の段階で、それは会社なり個人なりで調整すればいいことだと思うので、それほど気にはならないと思います。ただ、長い場合なんかですが、これは5日のうち1日ぐらい休みがあったほうが、ちょっとやりやすいかなと思います。仕事の都合も、改善できるというのであれば、そのほうがいいと思います。5日間そのまま続けてできないこともないと思いますが、もしできるならば、あったほうがいいと思います。

○司会者（上岡裁判官）

要するに、長いときは休みがあれば、その間に仕事の調整とか、仕事に行ったりできると、そういう趣旨ですかね。

○裁判員経験者（1番）

そういうことです。

○司会者（上岡裁判官）

月曜始まりか金曜始まりかみたいなのは、違いはありますか。

○裁判員経験者（1番）

ないですね。

○司会者（上岡裁判官）

ありがとうございました。2番の方はいかがでしょうか。

○裁判員経験者（2番）

始まりの曜日はどの曜日でも構わないです。期間については早く終わったほうがありがたいので、10日の場合は週5日で2週間のほうがいいと思います。ただ、終わりは金曜日にしてほしいです。

○司会者（上岡裁判官）

それは何かありますか。

○裁判員経験者（2番）

終わった後、自分に休みが欲しいので、結構疲れたので、お願いします。

○裁判員経験者（1番）

すいません。一ついいですか。

○司会者（上岡裁判官）

どうぞ、1番の方。

○裁判員経験者（1番）

10日ぐらいで終わるのであれば、そのまま続けて2週間でやるほうでいいです。ちょっと、それだけ言い忘れました。

○司会者（上岡裁判官）

ありがとうございました。2番の方の事件は、たしか水曜日に終わっちゃったんだと思うんですけど、やっぱり、そうだと木金と仕事をして疲れたみたいな、そんな感じでしょうか。

○裁判員経験者（2番）

そうですね。裁判員裁判に来てること自体、慣れない仕事に来てるような感じだったので、その後すぐに仕事に戻るっていうのは、ちょっと体力的にきつかったです。

○司会者（上岡裁判官）

ありがとうございました。

では、3番さんお願いいたします。

○裁判員経験者（3番）

始まりは月曜から金曜日いつでも大丈夫です。10日間の場合は2週間、週5で2週間で終わるほうがいいです。なぜかと言えば、やはりしっかり事件を詰めて話ししないと、1日空くと緊張感も途切れてしまうんじゃないかなと思って、週5のほうが僕はいいと思います。

○司会者（上岡裁判官）

ありがとうございました。4番の方はいかがですか。

○裁判員経験者（4番）

個人的には、裁判が始まるのは金曜日が有り難いと思います。というのも、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、自分が当然なるというふうには思ってませんでしたので、実際参加することになって、土日があれば、その間に家族、子供と一緒にいる中で気分を落ち着けられると。どういうことが始まるとかっていう不安よりも、家族と過ごすことで、そういう不安がちょっと減るところで、できれば金曜日がいいんじゃないかなと個人的には思います。

裁判が長くなった場合ですけれども、私は週の間には1日休みがあったほうがいいと思います。集中力の持続というところに関しまして、個人的に集中力が長く持つほうではないので、ちょうど真ん中ぐらいに、参加した裁判もちょうど真ん中に1日休みがあったんですけれども、そこで気分を変えるというか、ちょっと見方を変える、いいきっかけの日にもなりますし、個人的にも仕事がちょっとたまってる部分もありましたので、そこで一気に挽回するというところもありまして、裁判自体は少々長くなりますけれども、中に1日休みがあったほうがいいのではないかなと個人的には思います。

○司会者（上岡裁判官）

ありがとうございました。5番の方はいかがですか。

○裁判員経験者（5番）

私も金曜日から始まるのがよいと思います。それから週4日で、やっぱり水曜日に休みが入るのが、仕事の面からも一度、職場に顔を出して、たまったものを整理したりということもできましたので、私が経験した裁判員裁判のほうも金曜日から始まって、そのようなスタイルだったんですけれども、個人的にはスムーズに運べたと思っています。

○司会者（上岡裁判官）

ありがとうございます。6番の方、お願いいたします。

○裁判員経験者（6番）

今回の裁判は週4日で中に1日休みがあったんですけども、それで2週間程度ということではあったんですけども、やっぱり始まりは金曜日で、午後はなく、会社に出勤して、いろいろ話ができるということで金曜日の午前中のみということですね。それより、私は年齢的に裁判より通勤に疲れるんですよ。週5日来ると、やっぱり地元からJRで来て市内電車に乗りかえて、ちょうど通勤時間帯に往復するものですから、紙屋町から、ここまで歩いてくる、それも往復ですね。それで自宅から駅までがやっぱり徒歩で同じぐらいあるんですよ。だから年齢的に5日間はちょっときついかないかと思いましたが。やっぱり中に1日空けていただくと助かるなと思います。

○司会者（上岡裁判官）

7番の方、お願いいたします。

○裁判員経験者（7番）

私は5日であろうと10日であろうと土日があれば挟む、それから1週間のうち中日を休むというぐらいの日程が緊張感を持続していく訓練にもなるし、それから休養にもなると、仕事の調整もつくというように思いました。

○司会者（上岡裁判官）

そうすると、1週間続けてやるより中は1日休むと、そういう意味ですね。始まりの曜日っていうのはどんな。月曜からとか金曜からとか何かありますか。

○裁判員経験者（7番）

いや、それは特にありません。

○司会者（上岡裁判官）

では、順番を変えて、検察官，弁護人の方，何か御質問なり御感想があればお聞きしますが、いかがでしょうか。

○法曹三者（上本検察官）

金曜日から始まった方々，それから週に1日休みが入ったという方々にちょっとお聞きしたいんですが，例えば金曜日に一番最初のものが始まって，初めて聞いた内容で土日2日空いた後，月曜日からまた始まるということで，例えば記憶がなかなか，どんな話だったかなってよみがえらなかつたりとか，そういう御苦勞をされたようなこととかはございますか。

○司会者（上岡裁判官）

では，皆さんに順番にお聞きしましょうかね。多分それぞれ間はあったと思いますんで，間があって，その次に来たときに忘れちゃったりして困ったことがあるかみたいなの，そんなイメージでいいですよ。

では，1番さんからお願いいたします。

○裁判員経験者（1番）

別に忘れることはなかったです。それなりに緊張してやっていたので，それに事件が事件だけに真剣に取り組んでましたので，休みがあったほうがいいですけど，忘れるとかいうことはなかったです。

○司会者（上岡裁判官）

2 番さんはどうですか。

○裁判員経験者（2 番）

土日を含んで来たときは、記憶というより気持ちがちょっと離れていたもので、気持ちの上では間が空き過ぎないほうがいいかなと思います。

○司会者（上岡裁判官）

3 番さんはどうでしょうか。

○裁判員経験者（3 番）

裁判に関してはメモをしっかりと取ってたので、土日休みが入っても、そのメモをまた月曜に出てきたときに読み返して、しっかりと取り組めたと思うんで大丈夫でした。

○司会者（上岡裁判官）

4 番さん、どうでしょうか。

○裁判員経験者（4 番）

土日を挟んだからといって、やったことを忘れるとかっていうことはありませんし、逆に一旦緊張感から、土日を挟むことによって緊張感がちょっと安らいで、また月曜日に出てきたときに逆に頭の中で整理されてる部分がありましたので、個人的にはよかったのかなと思っております。

○司会者（上岡裁判官）

では、5 番さんお願いいたします。

○裁判員経験者（5番）

先ほど金曜日から始まったほうがいいというふうにも申し上げたんですけれども、金曜日の時点で、ある程度の検察側、弁護側、双方のお話を聞いて、いろんなことを土日の間に思いを巡らすような形になりまして、あの部分のところって知りたいよなとかってということが自分の中でも心の準備といいますか、思えたり、そういうゆっくり週が明けて月曜日から始まるであろう、いろんなことに思いを巡らすことができたというか、ちょっと大げさかもしれませんが、そういう気持ちの準備ができたように記憶しています。

○司会者（上岡裁判官）

6番さんはいかがでしょう。

○裁判員経験者（6番）

私もやっぱり金曜日から始まって土日で忘れたようなことはありませんけども、帰ってから、今コンピュータがいろいろ利用できますんで、ブログとかそういうのをあさりまして、いろいろ裁判員の知識を土日の間に少しずつ入れてまして、裁判員の自覚を持てるように自分では努力したつもりなんですけど、月曜から始まると、そういう余裕がありませんので、金曜日から始まって土日にいろいろな情報がある程度入れられたということで、金曜日からやって一番よかったと思っております。

○司会者（上岡裁判官）

7番さんはいかがですか。

○裁判員経験者（7番）

私も休みの日、週末というのはインターネットでいろんな字句の調査をしてみたりやりました。それで期間中、裁判で知り得た資料を全部置いて帰った状況があり

ますので、その分はちょっと困りましたね。頭に全部入らないということがありましたね、あれ何とかならんですかね。

○司会者（上岡裁判官）

情報の管理っていう問題と、休みの日に復習したり予習してもらったりする趣旨じゃないという扱いで我々としてはやっておりますので、御意見は御意見として承って、何かいい方法がないかっていうのは少し考えたいと思いますけれども、そんなところでよろしいですかね。ありがとうございます。

では、弁護士さん、御質問等あればお願いいたします。

○法曹三者（中村弁護士）

私の方からは特にありません。

○司会者（上岡裁判官）

では、伊藤部長お願いいたします。

○法曹三者（伊藤裁判官）

今、上岡部長のお話と重なっちゃうんですけども、私からは、土日はむしろ事件のことは忘れていただいて、頭の中に宿題を持って帰らずにどうぞと申し上げたつもりではおりますが、やっぱり皆さん、責任感がお強いんで、どうしても頭の中に宿題を持ち帰られてしまったのかなというんで、こちらの方の私の言葉が足りなかったと今非常に反省しております。

○司会者（上岡裁判官）

ということで、1問目から4問目までは日程の話について話をさせていただきました。こういう形でまとめて、いろんな方にお話を聞いたのは、私個人としては初

めてでして、事件をやっているときには雑談でいろいろ聞いたんですけど、こういう形で御意見を頂けてなかなか参考になりました。これからもまた期日をいろいろ決めなきゃいけないので参考にさせていただきたいと思います。

では、次は審理途中の休憩時間のやり方について少し御意見を頂きたいと思えます。審理の途中に単に休憩する時間としては、裁判体とか事件によっても違うんでしょうけど、大体20分前後休んでることが多いかなとは思いますが、これがもう少し欲しいとか、もう少し短いほうがいいのか、御感想があればお聞きしたいと思えます。あと、証人尋問のときに、補充尋問の前に休んだりすることもあったりなかったりするかもしれませんが、そういうことについての感想もあれば伺いたいと思えますしてやりたいと思えますが、1番の方いかがでしょうか。

○裁判員経験者（1番）

やっていると時の感想で言えば、長いとも短いとも思わなくて、むしろ休憩をたくさん挟んでくれてたので、そちらのほうがうれしかったです。その休憩の間に裁判官の方々と意見をまとめたりなんかして、それなりに話がまとまってたと記憶するので、少なくとも短過ぎるということはなかったと思えます。長過ぎるかどうかはちょっと分かりませんね。

○司会者（上岡裁判官）

2番の方はいかがでしょうか。

○裁判員経験者（2番）

休憩時間は都度、間にたくさん取っていただいてよかったなと思えます。長さはちょうどいいという感想です。

○司会者（上岡裁判官）

3番さんはどうですか。

○裁判員経験者（3番）

休憩は長いと思いました。そして休憩の回数が多いと感じました。

○司会者（上岡裁判官）

もうちょっと短い休憩でたくさんやりたいって、そんな感じですか。

○裁判員経験者（3番）

やはり、裁判というのは人一人裁くわけですから、しっかり話し合って、しっかり話を詰めたほうがいいんじゃないのかなというのが感想です。

○司会者（上岡裁判官）

ありがとうございました。4番の方はいかがですか。

○裁判員経験者（4番）

休憩時間ってというのは、個人的にはちょうどいい頃合いに、ちょうどいい時間が頂けてたというふうに感じております。その辺も裁判長がうまく多分されてたのだろうというふうに感じておりますので、そういう部分で休みが短い長いとか、そういうことは一切感じたことはありません。

○司会者（上岡裁判官）

5番さんはいかがでしょうか。

○裁判員経験者（5番）

初めは長いと思いますが、審理が進んで行くにつれて、やはり証人の尋問をず

つと聞いていたりすると、時間がたつのを忘れて、実はすごく時間がたっていたりとか、考えることが多くなるにつれて、やはりそれなりに必要な時間だと感じましたので、今振り返ると短過ぎると思っておはおりません。

○司会者（上岡裁判官）

6番さんはどうでしょうか。

○裁判員経験者（6番）

今回、休憩時間20分ぐらい、ちょうどよかったと私は思っております。休憩時間に裁判長とか裁判官の方に結構リラックスさせてもらったし、非常に、一瞬ですけども、裁判のことからちょっと離れたりもしますし、皆さんといろいろな話もできますんで、20分ぐらいがちょうどよかったと私は思っております。

○司会者（上岡裁判官）

ありがとうございました。7番さん、お願いいたします。

○裁判員経験者（7番）

私も休憩時間は20分ぐらいあったと思います。それから、途中の昼休みも当然1時間ぐらいありましたが適当と思われまます。素人がこういう形で携わることに關してのフォローは、裁判官の方が一生懸命説明してくださって、よくやっていただいたと思っております。

○司会者（上岡裁判官）

ありがとうございます。

では、感想なり御意見なり頂きたいと思いますが、検察官の方いかがでしょうか。

○法曹三者（上本検察官）

そうしますと、例えば証人尋問を聞いていらっしゃる中で集中力が切れたなというふうなことを感じて、なかなかちょっと頭に入ってこないなという御経験のようなものはないというような理解なんではないでしょうか。要は、休憩時間が20分とか1時間という時間単位では多分、皆さん、問題ないという話だったと思うんですが、例えば1時間ないしは2時間ぐらい証人尋問が、2時間続いたようなことはなかったとは思いますが、1時間あるいは1時間以上ぐらい続いて、1時間ぐらいで休憩を入れるとかっていう、この時間の間隔は何も問題がないというか、ちょうどいいような時間単位かなというような御感想ということでよろしいのでしょうか。

○司会者（上岡裁判官）

多分1時間以上、尋問したケースがないんじゃないかと思うので、いいですか、その質問は。1周すると結構時間が掛かりますんで、よろしいですかね。弁護士さんはいかがですか。

○法曹三者（中村弁護士）

結構です。

○司会者（上岡裁判官）

伊藤部長、お願いいたします。

○法曹三者（伊藤裁判官）

私からも特にございませんで。

○司会者（上岡裁判官）

では、次は検察官、弁護人の証人尋問等の感想を、事件を話し合う話じゃないん

ですけど、少し手短に頂ければと思います。質問としては、検察官や弁護人の証人尋問のどういうことをやろうとしてるかというのが理解できたかとか、尋問が長いと思ったか短いと思ったかみたいなどころと、疑問を感じたことがあったかみたいなどころ、そんな全部お答えにならなくても結構ですので、お気づきになった点があれば少し頂きたいと思いますが、1番さんからお願いいたします。

○裁判員経験者（1番）

検察側や弁護側のどんなことを明らかにしようとしてるかというの、ある程度、裁判長とか裁判官の方が説明してもらいましたので、そこは特に問題はなかったと思います。それと、被告人自体がちゃんと明らかにするかどうかっていうところを非常によく気にして見てましたので、被告人自身が明らかにする気があるのか、ごまかすのか、最悪うそをつくのか、そこら辺を見てましたので、検察側や弁護側のほうは、それほど集中してはなかったと思います。

○司会者（上岡裁判官）

集中してというのは、大体趣旨は分かったという、そういうことですね。

○裁判員経験者（1番）

趣旨は分かっていたので、そういうことです。あと尋問時間は、その尋問の内容にもよるんですけど、長いとも短いとも、ちょっと分かりません。言いにくいです。

○司会者（上岡裁判官）

ですよ。事件って、証人が証人尋問の前に、この事件は、この点を立証する証人として採用しましたみたいなのを、そこだけ説明したところのことをおっしゃったんですよ。

○裁判員経験者（1番）

はい，そうです。

○司会者（上岡裁判官）

ありがとうございました。

では，2番の方お願いいたします。

○裁判員経験者（2番）

尋問時間が長いか短いかということについては特に感想はないです。それから，尋問方法についてなんですが，ちょっと少しずれるかもしれないんですが，方法というよりも，ちょっと検察官，弁護人の方の話しかけ方が丁寧語ではない部分が聞かれて，お友達にしゃべるような言い方をされていたので，ちょっと不愉快に思いました。

○司会者（上岡裁判官）

それは証人か被告人かに対して，ちょっと失礼に思ったと，そんな意味でしょうか。

○裁判員経験者（2番）

そうです。

○司会者（上岡裁判官）

ありがとうございました。3番の方，お願いいたします。

○裁判員経験者（3番）

検察官と弁護人の尋問はしっかり理解できました。尋問時間は短いと思います。

○司会者（上岡裁判官）

短いというのは、特に足りないというよりは、ちょうどいいぐらいという、そういう理解でしょうか。もっとちゃんとやってほしいとか、そういうのも入ってるんでしょうか。

○裁判員経験者（3番）

やはり早く終わる日もあったと思うんで、もうちょっと人一人裁くんであれば、もっとしっかり尋問すべきじゃないのかな、人一人こんな簡単に裁かれるのかなと思ってびっくりしたのが感想です。

○司会者（上岡裁判官）

ありがとうございました。4番の方いかがでしょうか。

○裁判員経験者（4番）

尋問の時間云々というところは、もともと予習も当然してないので、こういうものなのかなというところで、緊張してる部分もあったんで、時間がどれぐらいたったのか、それはちょっと記憶はないんですけども、ただ終わったときに長いと感じてはなかったんで、自分の中で集中力が切れるとか負担を感じるような時間ではなかったと記憶しております。

もっと専門用語が飛び交うのかなと思ってたんですけど、素人でも分かる、丁寧に分かりやすい言葉で表現していただいていたので、余計に聞きやすかったですし、頭にも入りやすかったというふうに記憶しております。

○司会者（上岡裁判官）

5番さん、お願いいたします。

○裁判員経験者（5番）

時間は特に意見はございませんが、尋問の中で、証人の方にちょっと問い詰める場面があって、後で休憩時間にほかの裁判員の方とも話をしたんですけど、ちょっと不愉快に感じた場面、被告人とかに対してではなくて、証人の方に問い詰める格好になった場面があったので、そこが少し気になりました。

○司会者（上岡裁判官）

それは、もっとほかにやりようがあるのにみたいな気分ですか。

○裁判員経験者（5番）

というより、そこは余り大事じゃないんじゃないかというのが、我々素人から見たときのそのときの感想だったもんですから。

○司会者（上岡裁判官）

それは、最後まで行っても余り大したことないところで追及してたと、そんな感想でしょうか。

○裁判員経験者（5番）

我々からは、そういう感想でした。

○司会者（上岡裁判官）

ありがとうございました。

では、6番の方お願いいたします。

○裁判員経験者（6番）

私も4番さん、5番さんと大体同じような意見なんですけど、やっぱりほかから

の、テレビなんかでいろいろ情報が入ってるもんですから、もっと裁判でやり合う、弁護士と検察官がやり合う、ばんばんやり合うような意識でおりましたけども、裁判員に分かりやすいように尋問をしていただいたので、時間的には長いか短いかわかりませんが、私たちに分かりやすいような方法でやっていただいたので助かったと思います。

○司会者（上岡裁判官）

7番の方、お願いいたします。

○裁判員経験者（7番）

明らかにしようとしていることは理解できました。それで、準備された提出書類と申しますか、検察側と弁護側が用意された資料について言えば、検察側の資料は書面が多色刷りで時系列に記録されたものであって文字情報も分かりやすかった。そして、その資料にメモを書いたりする空欄もありましたので便利がよかったと思います。弁護側のほうの資料は単色で同じ大きさの文字で記されており、文章が簡略過ぎる嫌いがありました。なお言えば、弁護側の資料は被告人のためかとも思いますけども、被告人の生い立ちを説明するとか、疑わしきは被告人の利益にとり、殊更心証に訴える様子がうかがえたことが気に掛かりました。尋問時間はこんなもんかなと思います。

○司会者（上岡裁判官）

ありがとうございます。

では、ここの話は、もしかしたら担当されてる方もいらっしゃるんですけど、余り事件のことを深めるという趣旨もないんですが、検察官、弁護人のほう、何か感想なりありましたら、お願いいたします。

特にいいですか。弁護士さんも、よろしいですか。伊藤部長、よろしくお願いし

ます。

○法曹三者（伊藤裁判官）

私たちとしましては、検察官や弁護人の尋問が仮に分かりにくかったとしても、裁判官のほうで何か補充して、それをどちらか一方を手助けするという気持ちは余りなかったもので、分かっていただけでしたら、それは純粋に当事者の方が適切に尋問なさったのかなと思っております。

ただ、実は当事者だけ、先ほど出てきた、ちょっとややこれはいかがなものかと思われた尋問の場面については、裁判長も責任を感じている場面で、そこはやっぱりそう感じるまで放置させてしまったのかと思うならば、やっぱり適切な場面で、もうやめていただけませんか、必要性が感じられませんって、むしろ私のほうで訴訟指揮で早めに切り上げたほうが良かったかなって今ちょっと反省してる部分もございます。

○司会者（上岡裁判官）

ありがとうございました。

○法曹三者（中村弁護士）

すいません。1点だけ、ちょっと。先ほど7番の方が、疑わしきは被告人の利益にっていうことを、これは感想だと思うんですけど、弁護人が殊更強調してるように聞こえたという趣旨なんですか。

○裁判員経験者（7番）

そうです。

○法曹三者（中村弁護士）

ちょっとしつこいなというふうに感じられたと。

○裁判員経験者（7番）

そうです。

○法曹三者（中村弁護士）

分かりました。結構です。

○司会者（上岡裁判官）

ありがとうございました。

では、次に移りたいと思います。最近の裁判は、基本的に目撃者などについては、なるべく直接法廷で尋問したほうがいいんじゃないかっていうような、いろんな議論をやってるんですけども、事情によっては、捜査段階で作成した調書とかを調べる場合が事案によってはあるということになってます。今回、参加された事案で、目撃者などについて調書とかが出てきた人たちで、これ調書じゃなくて、直接法廷で話を聞きたかったとか、そういう方があったかどうかということなどについて御感想を頂きたいんですが。1番の方いかがですか。

○裁判員経験者（1番）

感想としては、目撃者の意見、直接の声をたくさん聞きたいというのはありました。実際やってみた限りでは、緊張されてたり、日にちが経って、ちょっとぼやけてたりとかいうこともあったんで、多くに聞ければ、それに越したことはないと思うんですが、実際それはそれで目撃者の方々の負担になってしまうので、そこは多くなくても仕方ないところはあると思います。それと、調書は調書で、捜査がどうやったかとかいうのを当然調べなければいけないところなので、特に問題はなかったと思います。

○司会者（上岡裁判官）

どうもありがとうございます。2番の方いかがですか。

○裁判員経験者（2番）

目撃者などというのは、それ以外の方についても大丈夫なんですか。被告人の親族の方のお話が文書で言われていたのが、できれば本人に来ていただきたいと思いました。体調面があって来れないという説明ではあったんですが、1時間程度のことで、調整できると私は思いましたので、その場に来ないというのは非常に正々堂々としていないような感想を受けましたので、直接来ていただきたいと思いました。

○司会者（上岡裁判官）

それは、内容的にも直接確かめたいことがあったみたいな気分も少しあるんですかね。来るっていう態度を示すべきだみたいなところが中心になってるのか、その書面の資料ではちょっと、もう少し聞きたいとこがあったみたいな話なのか、どっちなのかなと思って、ちょっと聞いてるんです。

○裁判員経験者（2番）

直接来ていただくということが私にとっては重要で、文書だと、誰か作って発表することもできますので、本人の口から説明を聞いたかったという意味です。

○司会者（上岡裁判官）

そういう意味では、直接来てもらったほうが本当の気持ちがよく分かるという、そういう部分はあるという、そういう理解ですかね。

○裁判員経験者（2番）

はい，そうです。

○司会者（上岡裁判官）

3番の方はいかがですか。

○裁判員経験者（3番）

僕が参加した裁判では十分だったと思うのですが，2番さんが発表されたとおり，被告人の関係者の罪が軽くなるようなことみたいな文書を発表するんじゃなく，やっぱり来て，しっかり目を見て，裁判官，また裁判員に説明してほしかったなというのが感想です。

○司会者（上岡裁判官）

4番さんはいかがでしょうか。

○裁判員経験者（4番）

私が参加した裁判の中で，直接誰かに聞きたいとか，また，もっとほかの人に聞きたいというのは全くありませんでした。

○司会者（上岡裁判官）

5番さんはどうですか。

○裁判員経験者（5番）

私は事件があった近所の人に話を聞きたいと思いました。

○司会者（上岡裁判官）

その人は事情があって来れなかったとか，採用してなかったとか，そんな感じな

んでしょうか。

○裁判員経験者（5番）

いえ、そういうことは一切なかったんですけども、最初に駆け付けた警察官の方とかっていうのはあったんですが、ふだんのことを聞く必要はなかったのかもしれませんけれども、状況をより客観的に判断できるかなと思ひまして、近所の方のお話も聞けたらいいなと思ひました。

○司会者（上岡裁判官）

そうすると、近所の方は調書も出てきてなかったと、そういうことですかね。

○裁判員経験者（5番）

それはなかったんじゃないかなと思ひます。

○司会者（上岡裁判官）

ありがとうございました。6番さん、お願いいたします。

○裁判員経験者（6番）

私も同じような意見なんですけど、やっぱり加害者が悪いのは一番、当然なんですけども、やっぱりその事件に直接関わった人のみ出てこられたんですけども、5番さんと一緒に、もっと広げて、そこまでに行った経緯がなかなかちょっと、ただ事件だけやったような気がして、もっと友人、知人もいたと思うんですけども、そういうことがこういう事件に行った経緯をもうちょっと広めて話を聞きたかったなというふうに思ひます。

○司会者（上岡裁判官）

どうもありがとうございました。要するに、証拠がちょっと絞り過ぎみたいな感じなんですね。

○裁判員経験者（6番）

はい，そうです。

○司会者（上岡裁判官）

ありがとうございます。7番さん，お願いいたします。

○裁判員経験者（7番）

私の関係した事案では，特に聞きたいという人物はおりません。

○司会者（上岡裁判官）

ありがとうございます。証拠の立証の関係もありますが，検察官の方，感想なり何なりお願いいたします。弁護士さんはいかがですか。

○法曹三者（中村弁護士）

とても参考になりました。

○司会者（上岡裁判官）

伊藤部長の方，お願いいたします。

○法曹三者（伊藤裁判官）

もともと調書があって，証人として呼ばずに調書を取り調べた場合と，調書すら存在しない場合もありまして，私もちょっと聞きたかったんだけど，もともと調書がなかった場合も，ひょっとしてあるのかなと思ってお聞きしていましたので，そ

このところは実は、裁判所はそういった証拠の収集過程に全く関わっていないんで、検察官にお尋ねすれば、ひょっとしてそういったのがあったかもしれないし、なかったかもしれないし、場合によっては検察官から証拠の開示を受けた弁護人の方で把握なさってるかもしれないけども、裁判所のほうで何か探索的に、こういったのはありませんっていうのはしていないので、ちょっと今のように調書にもなかった場合については、結局そういった証拠、証人が存在するのかどうかというのは結局分からないこともありますので、そこも見て聞いて判断をしたいというお気持ちはよく分かったんですけども、それにどう応えるべきかという、今この場では、いい考えがなかなか浮かばないのが実情でございます。

○司会者（上岡裁判官）

ありがとうございます。本当、すごく事件を解明しようという気持ちを一部の方から頂いたり、時期によりますんで、十分だったっていう方は、それでちゃんと分かったということなんで、いろんな感想があって非常に参考になりました。多分、実際に経緯というの、いい証拠があるかないかっていうのが事案によっても、本当はなかったので出なかったという場合もあるし、なかなか難しいところですね。

我々はいつも、どんな証拠でも最初からあるって決まってるもんじゃないもんですから、そういうところも含めて、また努力していきたいと思います。どうもありがとうございます。

では、次の質問に移りたいと思います。端的に言うと、我々なるべく早く終わらせようと思って、結構5時近くまで審理することがあるんですけど、あれが結構つらいと思うかどうかみたいな話と、余り早く終わると日にちが増えちゃいますけど、そういうのもいいですかみたいな気分も含めて、何時頃、裁判が終わったほうがいいかっていうのを少し御感想を頂ければと思います。1番さんはいかがですか。

○裁判員経験者（1番）

短期間で終わらせようと、いろいろ頑張ってもらってるんですけど、実際やっている間は、有罪無罪なり、量刑なりをどうしようとかいうのをずっと考えてましたので、長くなるのも仕方ないなと思いますので、何時までとは言いませんけど。

○司会者（上岡裁判官）

5時までなら大丈夫って、それはいいですか。

○裁判員経験者（1番）

5時までなら全然問題ないと思います。

○司会者（上岡裁判官）

2番さん、いかがでしょうか。

○裁判員経験者（2番）

遅くとも5時に終われば問題ないです。

○司会者（上岡裁判官）

3番さんはどうですか。

○裁判員経験者（3番）

やはり、最初にしっかり参加できると言ったんで、朝9時から5時までやっても大丈夫じゃないのかなと思うんで、この質問自体がちょっとよう分かんんです。

○司会者（上岡裁判官）

ありがとうございます。4番さん、いかがですか。

○裁判員経験者（4番）

私も皆さんと同じ意見で、5時をめぐりに、多少ずれることはあっていいと思うんですけど、大体5時ぐらいで終わっていただければ助かるかなというところです。

○司会者（上岡裁判官）

5番さんはいかがでしょう。

○裁判員経験者（5番）

私も同じです。

○司会者（上岡裁判官）

6番さんはいかがですか。

○裁判員経験者（6番）

裁判自体ちゃんと休憩もありますし、緊張感もありますし、多少長引いても仕方がないかなと思うんですけど、やっぱり季節によりまして、帰るのに真っ暗になって帰ると、多少明るいうちに帰れるんとは、ちょっと気分的に違うもんですから、特に遠距離から来られる方は大変だと思うんで、5時前後がちょうどいいんじゃないかなというふうに思います。

○司会者（上岡裁判官）

7番さんはいかがでしょう。

○裁判員経験者（7番）

私も皆さんとほぼ一緒でございます。ただ、子育て世代の奥様に当たった場合には、若干早める方法を考えるということも必要ではないかと思えます。

○司会者（上岡裁判官）

なるほど、分かりました。誰に当たるか、事前にちょっと分からないということもあるんで、ただなるべく早く終わらせたほうが良いという趣旨はよく分かりましたんで参考にさせていただきます。どなたか、何かございますか、この点は。よろしいですか。

では、最後の質問ですけれど、裁判員裁判を終えての感想を少し頂ければと思います。1番さんから、お願いいたします。

○裁判員経験者（1番）

すごい漠然とした質問なので、ちょっと答えにくいんですが、終わって、自分が携わったのが殺人事件とかだったんで、これでよかったのかなと答えが出ない、判決は有罪で、それなりの量刑には決まったんですけど、これでよかったかなと答えの出ないことを考えたりもしました。ただ、やらないよりはやってみたほうが良いと思うので、まだ数年ですけど、もっとどんどんどん何年も続けていけば、それなりに人も増えますんで、裁判自体を理解してもらうにもいいと思います。

○司会者（上岡裁判官）

趣旨はよく分かりました。ありがとうございます。2番さん、お願いいたします。

○裁判員経験者（2番）

裁判員裁判を終えて、ちょっと疲れたんですが、非常にいい経験をさせていただきました。裁判員裁判が終わってからニュースを見て、非常に興味を持って見ることができるようになりました。

ちょっと話は広がるんですけど、実際の事案を見たりとか、たくさんの事件があるというのを知って、人間って恐ろしいなというのを思いまして、自分自身を振り返ったりとか、これからの生き方とか、いろいろ社会について考えることができま

したので、できるだけたくさんの若い方に、特に参加していただきたいなと思いました。

○司会者（上岡裁判官）

ありがとうございます。3番さん、いかがでしょうか。

○裁判員経験者（3番）

裁判員裁判に参加できてとてもよかったと思います。検察官，弁護士，裁判官としっかり話し合っって，裁判員に負担が掛からないように日程を詰めてると思うんですけど，僕個人の感想は，こんな短い裁判でよかったのかなというのが感想でした。

○司会者（上岡裁判官）

ありがとうございます。4番さんはいかがでしょうか。

○裁判員経験者（4番）

終わった瞬間には正直ほっとしたというところ，肩の荷がおりたというようなところが最初の印象です。やっぱり，やってる最中も思ったんですけども，こういう経験というのは望んでもなかなかできるものではないですし，今の段階では，いい経験をさせていただいたなと思います。

終わってから思ったことなんですけれども，皆さん，ここにいる人，裁判員裁判を経験して，どちらかと言わなくても経験した人が圧倒的に少ないと思いますんで，私たちが身近な人からでも，裁判員裁判とはこんなもんだというようなことを多分話しをする機会とかも増やしていかないといけないと思うんですけども，その中で，ちょっと僕の見落としならあれなんですけども，例えば裁判所の方とかのホームページとか，ああいうところ辺で自由にダウンロードできるような形で，素人で分かるような冊子であるとか，あと社内とかなんかでも時々あるんですけど，いろ

んな勉強会、有志が集まってやることもあるんですけども、そういうような中で使えるようなパワーポイント形式とか、そういうふうなものなんかがあれば非常に助かりますし、あれば私たちもどんどんそういうふうな、こういう制度だよとか、やってみてこうだったよってというのが話していけると、今度新たに選任される方なんかは、とても負担が減ったりとか、もっと興味を持ってもらえるんじゃないかなというところが感想です。

○司会者（上岡裁判官）

今おっしゃったのは、裁判員制度の仕組みみたいなもののPRみたいなところでしようか。

○裁判員経験者（4番）

そうですね。仕組みから、あと下でDVDで流れてるような、ああいう内容をDVDだと時間が決まっちゃうんですけども、あれの冊子版とか、パワーポイント版のようなものをイメージしていただければと思います。

○司会者（上岡裁判官）

分かりました。インターネットとか、いろいろ裁判所としても時折やってるところではあるんですが、周知を更に頑張りたいと思いますので、どうもありがとうございます。

では、5番さんお願いいたします。

○裁判員経験者（5番）

審理を進めていく中で、途中の関わった方たちの話とかから、いろんな感情を持ってしまって、その感情で良い悪いをついつい判断しそうになりがちになったりしていきましたが、最終的な判断では、やはり証拠を基にやっていくんだというふう

に裁判官の方からも言っていただいて、そういう審理の過程というのを見ることができて大変勉強になったと思ってます。

これで人一人を裁いた形になったことについては、いろいろな思いはあるのですが、今後、積極的に関わりたいということは思っていないですが、また当たるようなことがあったときには、しっかり受け止めて審理に全力を尽くしたいなと思っています。

○司会者（上岡裁判官）

どうもありがとうございます。

では、6番の方お願いいたします。

○裁判員経験者（6番）

終わってみて、最初は絶対当たらないように祈っていたわけですが、実際やってみて裁判員制度というのが多少理解できたし、有意義だったと思っておりまし、また友人、知人にも、もしそういう候補になったら積極的に参加して、当然やるべきだというふうには言っております。

また、裁判員仲間で、短期間のうちだったですけども、一体感があり、チームとしても、これからもいろいろ連絡し合おうというふうにしておりますので、大変よかったですと思います。また機会があれば、私も当然候補になって当たった場合は積極的に参加したいと思っています。

○司会者（上岡裁判官）

ありがとうございました。最後、7番さん、お願いいたします。

○裁判員経験者（7番）

私は本当に貴重な経験というか、体験入学みたいな非日常を味わって、適切では

ないかもしれませんが楽しみという感じもありました。最初には難しい判断もあるだろうと思いましたが、審理、評議などを通じて裁判官が必要な法令については言葉の定義なども含めて十分意見が言えるように配慮していただき、本当に丁寧に説明、進行されたので安心できました。スムーズに進んだと感じています。

また、私も裁判が終わってからは、冷静な物の見方に努めたいとか、他の裁判員裁判の記事とか判決等について注目するようになったり、機会があれば裁判の傍聴などにも出向いていきたいと考えております。

ただ、気に掛かっていることが2点ございます。1点目は人が人を裁くことの難しさということ、2点目は市民感覚の反映ができたかということです。もし次も選ばれたら、このことを踏まえてやってみたいと思っております。

○司会者（上岡裁判官）

どうもありがとうございました。これで予定の質問事項全て終わりました。ちょっと予定より少し長引いちゃったんですが、質問事項については以上で終わらせていただきたいと思います。本当にいろいろな角度から御意見を頂きまして大変参考になりました。

ちょっと休憩を取りたいんですが、最後に一言ずつ、検察官、弁護士、それから裁判官からお話を伺えればと思いますので、まず検察官からお話をお願いいたします。感想でも何でも結構です。

○法曹三者（上本検察官）

普段聞けないお話を聞かせていただきまして、本当にこちらも大変貴重な体験をさせていただきました。どうもありがとうございました。

○司会者（上岡裁判官）

では、弁護士さんもお願いたします。

○法曹三者（中村弁護士）

私も、審理期間については、こちらが余りタッチできる話ではありませんが、証人尋問の話であったり、立証のことについて意見を伺えたのはとても参考になりました。どうもありがとうございました。

○司会者（上岡裁判官）

では、伊藤部長お願いします。

○法曹三者（伊藤裁判官）

本当にありがとうございます。私たち、公開法廷で裁判を行うことは、被告人にとっても重要な権利であり、ちゃんと監視されながら適切な手続で裁判をするんだということに努めていますので、是非これをきっかけに、また是非法廷傍聴にいらしていただけたらと思っております。よろしくお願いします。

○司会者（上岡裁判官）

ありがとうございました。ここで休憩を挟んで、また記者さんからの質疑応答ということさせていただきます。

〔休憩〕

○司法記者クラブ（幹事社）

時間をつくっていただいてありがとうございます。記者クラブ幹事社でございます。まず、報道陣からの質問事項ということで何点か伺わせていただこうと思えます。時間もあれなんで、早速伺うのですけれども、福島県の裁判所のほうで、殺害現場の写真を見た裁判員経験者の方が急性ストレス障害という形で診断されて裁判を起こされるというケースがありました。

皆さんの中で裁判の期間中や裁判の後、夜眠れないとか、食欲がわからないなどの体調の変化などがありましたかという質問をまずさせていただこうと思います。では、順番に。

○裁判員経験者（1番）

1番から、私からでいいですか。

○司法記者クラブ（幹事社）

はい、よろしいでしょうか。

○裁判員経験者（1番）

特にストレスを感じることもないし、食欲が減ったということはないです。全く問題なかったです。

○裁判員経験者（2番）

特に症状に出るようなものではありませんでした。

○裁判員経験者（3番）

初日だけ少しびっくりしただけで、2日目からは普通に裁判に取り組みました。

○裁判員経験者（4番）

精神的なストレスとか、そういうものは一切感じませんでした。

○裁判員経験者（5番）

特にありませんでした。

○裁判員経験者（6番）

私もありませんでした。私は消防団を40年間やっております、実際に火災現場、事故現場を目撃しておりますので、ストレスが発生したとか、そういう体の不調とかいうのはありませんでした。

○裁判員経験者（7番）

私の関係した裁判は強盗致傷罪というのが主でございます、顔とか手首の擦り傷などの写真は見ましたけれども、それはちょっと生々しいという感じで、そういう程度で、そのためによる体調の変化はありませんでした。

○司法記者クラブ（幹事社）

ありがとうございます。その上でお聞きするのもちよっと、全くないという形だったのであれなんです、裁判員の方の精神的な負担の軽減という意味で、何か配慮が必要だと思われることがあれば、お聞かせ頂きたいんですけども、これも順番にお願いします。

○裁判員経験者（1番）

どうしても事件内容によっては遺体を見たり凶器の生々しい血を見たりとかもありますので、事前に判断するのは難しいんですけど、それでも先に辞退しやすいような配慮が必要かとは思いますが。ただ、もうなった時点で、それも覚悟して臨まなければならないと思うので、覚悟が余りこの女性の方にはなかったのかなとは思いますが。

○裁判員経験者（2番）

軽減に向けての配慮ということですが、私の意見としては、休憩中の皆さんとのお話とか、裁判長からの声掛けなどでリラックスできましたので、スタッフの方の

そういった配慮はありがたかったと思っています。

○裁判員経験者（3番）

特に負担に感じたというのは、初日以外は2日目以降、全然なかったもので、このままで大丈夫かなと感じています。

○裁判員経験者（4番）

個人的に本当にストレスを感じる事とか、そういうのがなかったのだからなんですけれども、ストレスの度合いというのは人によって違うと思いますので、そこは精神科医とか、あとカウンセラーの方など、特に裁判中にちょっとという方なんかは気軽に行けるようなところがあれば、少しは違うのかなというふうに感じました。

○裁判員経験者（5番）

裁判所という、ちょっと堅いイメージの場所に来ながらも、裁判官の方がすごく休憩時間などは和ませてくださるようなお話をしてくださったりで、そういう配慮がすごくありがたいと感じました。

それから、関わった事件では、特にひどい写真というものがあつたわけではないのですが、場合によってはカラーではなくて白黒に例えば加工したようにするだとかいうような配慮も必要な場面があるかもしれないと感じました。

○裁判員経験者（6番）

私も大体同じような意見で、やっぱり休憩時間、昼時間は本当に裁判長、裁判官の方にリラックスさせていただきまして、裁判自体に私もストレスは全く感じませんでしたし、先ほど言われましたように、女性に対しては多少、そういうカラーでなしに白黒でもいいんじゃないかなと今思っております。

○裁判員経験者（7番）

裁判員は機械的に選ばれる方法のため、事前にそれに耐えられるかどうか見極めたほうがよいと思います。それを望まない方は辞退を申し出るか、アンケートを取るか、何らかの手を打つべきだと感じます。

○司法記者クラブ（幹事社）

ありがとうございます。少し変わって、裁判員制度の在り方を議論している法務省の検討会が今月あるんですけど、多分6月だと思うんですが、審理が1年を超えるような極めて長期間となる事件については、対象から除外すべきという意見をまとめてるんですけども、経験から、皆さんは七、八日とかだとは思いますが、どれぐらいの期間の審理が負担になると、ちょっとざっくりした質問で申し訳ないんですけども、というふうにお考えでしょうか。お願いします。

○裁判員経験者（1番）

やってみた限りでは1か月以上掛かるような事件は負担にはなると思います。ただ、それはそれで証拠やら証人がいない事件とかも十分考えられますので、それはそれで仕方ないなとは思いますが。

○裁判員経験者（2番）

自分の経験した日数しか分からないので、1週間以上という答えで、すいません。

○裁判員経験者（3番）

1か月以上超えたら、やはり仕事にも影響が出てくるので負担が掛かると思います。

○裁判員経験者（4番）

私が経験した事実上8日間というのは全く長いとも思いませんでしたが、休みを含めて実質上1か月ぐらい超え出すと、ちょっと負担が出てくるのかなというふう
に感じております。

○裁判員経験者（5番）

2週間程度が現実的なんではないかなと思います。

○裁判員経験者（6番）

今回、土日を挟んで週4回の2週間半でしたけども、このペースだったら1か月
程度ならいいかなと思うんですけども、先ほど言いましたように通勤に疲れます。
そちらのほうの負担がちょっと多いかなと思いますけども、会社はいかようにも対
応してくれるということなので、1か月程度なら十分できると思いますが、私もま
だ勤めておりますので、リタイアすれば1か月でも2か月でも、ぼちぼちならでき
るんじゃないかとは思いますが、地域の活動も結構やってるもんですから、な
かなかそちらも考慮しながらなら、1か月程度ならできるとは思いますが。

○裁判員経験者（7番）

選任手続のところでも申しましたが、25日以上掛かると負担感が重くなるとい
うことで、それによる場合には辞退もできるような手続を取るように、そういう制
度になればいいと思います。

○司法記者クラブ（幹事社）

関連して、その検討会の中では、死刑求刑事件を対象から除外すべきではないと
いうふうな意見が多く出てるんですけども、国民が死刑の可否を判断することに
抵抗はありますか。

では、これも1番さんからお願いします。

○裁判員経験者（1番）

死刑を求刑することに抵抗はないです。

○裁判員経験者（2番）

可否の判断についての抵抗は特にありません。むしろ意見を反映させるべきだと思っていますが、十分に審議する必要もあろうかと思います。

○裁判員経験者（3番）

抵抗は全くありません。

○裁判員経験者（4番）

経験がないので、ちょっと分からないんですけども、抵抗がないと言えば多分うそになると思います。ただ、実際に経験した裁判の中で、裁判長がおっしゃってたことなんですけれども、飽くまで一人で決めることではないと、みんなで決めることだということ。それに今回、広島の地裁というところでやっていますので、その後、高裁、行く行くは最高裁というところまで審議ができる、日本には制度がありますので、こういうところを考えると、抵抗はあるにせよ、かなり低くはなるというふうには感じております。

○裁判員経験者（5番）

抵抗がないと言えば、うそになるのですが、やはりテレビで見てるほかの事件などで、何でここまでして、この人はこのぐらいの刑罰なんだというようなことも、やっぱり一人の国民として思うことが多くありますので、そういう感情、感情だけで言うてはいけないのですけれども、そういうのを反映させる趣旨も、この裁判員裁判にはあるのかなと思いますので、特に抵抗はないです。

○裁判員経験者（6番）

被害者の感情を考えると、裁判員制度廃止には非常に疑問を持っておりまして、全く抵抗はありません。

○裁判員経験者（7番）

死刑については、裁判員の負担も大きくなり難しい問題なので、抵抗は大であり、意見としては出せません。

それから、質問とはずれるんですが一言申し上げます。現在、制度として死刑があり、既にその判決を受けた百何十人が死刑執行を待っていると聞きますが、明らかに冤罪でないと分かっている者については、被害者遺族の人権尊重の面から考えて、極論かもしれませんが、早く執行してほしいと思っています。そこに何ら問題があるのなら、報道関係者は追及する必要があるのではないかと思います。よろしくお願いします。

○司法記者クラブ（幹事社）

ありがとうございます。

○裁判員経験者（1番）

追加で言わせていただきます。死刑の可否となっておりますけど、死刑自体は量刑の中の範ちゅうにあれば、その中から考えるのであって、別に死刑を特別扱いする気は全くありません。

○司法記者クラブ（幹事社）

続いてですけれども、先ほども少し出ましたけれども、控訴審で裁判員判決が破棄されるというケースも実際にありますけれども、こうした高裁判決をどう思われますか。どのように見ておられますか。これも1番さんから順に。

○裁判員経験者（1番）

高裁判断というか、その内容は詳しくは分かりませんが、そうするだけの理由があったはずなので、別に仕方ないというか、そういうことだったんだろうと思います。不満はないです。

○裁判員経験者（2番）

裁判員裁判で出た死刑が最高裁で全く違う結果になるということ自体は、そういうこともあるのかなと思うんですけども、こういったことがもし、これから続くということになった場合は、それは民意と今までの考え方とのずれが大きいというふうに言えるので、こういったことが続いたら今後、法律などにも影響していくんであろうと思います。

ただ、そういったことで死刑が出たのがひっくり返ったということがあると、国民の反発はあるだろうと思います。

○裁判員経験者（3番）

裁判員裁判の裁判が絶対じゃないんで、高裁でまたひっくり返るとするのはいいと思うんですけど、余り何回もあれば、これは不信に思うので、余りないほうがいいと思います。

○裁判員経験者（4番）

今回、裁判員裁判を経験して、結局、量刑を決めたのは自分たちですし、それは絶対の自信はあるんですけども、素人ながらに。ただ、そういう制度、日本の三審制というのは、かなりいい制度だと個人的には思っております。そこで何か、自信はあっても100パーセント間違いがないとは言い切れない部分、人間ですので、何人集まってもあると思うので、そこを再審議するというのは僕はすごくいい制度だと思っております。それでひっくり返ろうが何しようが、個人的に気にすることはあ

りません。

ただ、そういうことが起こるといっても国民全体に知らせていくというか、教えていくというか、そういうことも必要なんじゃないかなというふうに思います。

○裁判員経験者（5番）

それによって真実が明らかになったのなら、それでよいのではないかと思います。

○裁判員経験者（6番）

先日、弁護士とタレントが事件を再現したものを見て、事件の判決を大まかに皆に分かるように説明つきで模擬裁判みたいなのをやっておりましたので、裁判員制度には非常に役立つと思いますけども、裁判員裁判でなくても、こういうことはあり得ると思いますので、高裁の判断は私は間違っていないと思います。

○裁判員経験者（7番）

もう一度、地裁に差し戻して裁判員裁判、メンバーは別の人で再審査、審議すると違った意見も出てよいのではないかと思います。ただし、裁判の迅速化のためには、高裁が独自に判決を言い渡すことも制度として考える必要もあろうかと思いません。

○司法記者クラブ（幹事社）

評議の中で裁判官に誘導されているなど感じた場面はありますか。

では、これも順番にお願いします。

○裁判員経験者（1番）

ないですね。

○裁判員経験者（2番）

誘導されているかという聞き方に、どう答えていいか分からないんですが、裁判はある程度、何日までに、こういった内容を決めるっていう期間が決まっているので、ほぼこういった結果で行こうというのは決まっているであろうというふうに思いました。ですので、裁判官の方3人の中で相談を事前にされて口裏を合わせてらっしゃるといふか、こういった内容で行きましょうというふうにはあらかじめ決めておられるのかなというふうには感じました。

○裁判員経験者（3番）

誘導されていると感じました。僕が参加した裁判員裁判だけでなく、日本全国の裁判員裁判は誘導されているんじゃないのかなと思いました。

○裁判員経験者（4番）

裁判官に誘導されてるかという質問の意図がちょっと分からない部分は正直言っているんですけど、今回、私の経験した裁判の中では一切なかったというふうに私は感じております。

○裁判員経験者（6番）

私も裁判官に誘導されるようなことは一度もありませんでしたし、逆に裁判員の意見をいろいろ取り入れていただきまして、非常にスムーズに進んだと感じております。

○裁判員経験者（7番）

押し付けたような質問の仕方は全くなかったもので、誘導されていると感じたことはありません。量刑等については、過去のデータベースを出していただいて、自分の考えのある程度目安になったと思います。

○司会者（上岡裁判官）

それでは、これで意見交換会を終了いたします。本日はお忙しい中、こちらに来ていただきまして、いろんな御意見を頂きました。主に日程のことをいろいろお伺いしましたけれども、まだまだ我々もいろいろ工夫しなければいけないなという思いを新たにしました。今後とも我々、いろいろ一生懸命考えていきますので、また何かのときにはお力を貸していただきたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

(別紙)

・選任された日にどの程度裁判を進めるかについて

- 1 選任された日には裁判を行わず翌日から裁判を始める
- 2 選任された日には検察官や弁護人の冒頭陳述までを行って，翌日から証拠を調べる
- 3 選任された日には証拠書類だけを調べて証人尋問は翌日にする
- 4 選任された日に証拠調べを行い，証人尋問を行う